# 社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会車いす無料貸出事業実施要綱

（目的）
第１条　この要綱は、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が一時的に車いすの利用が必要な方に対して車いすの貸し出しを行うことにより、本人の社会参加及び自立促進と介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
（対象者）
第２条　この事業の対象者は、市内に住所を有する者又はその家族で、次のいずれかに該当する者とする。
（１）病気やけがで療養中の者
（２）身体障害者
（３）高齢者（介護保険制度により福祉用具貸与サービスが利用可能な者を除く。）
（申請）
第３条　車いすの利用を希望する者は、車いす貸出申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により本会会長に申請するものとする。
（決定）
第４条　会長は、前条の申請があった場合は、速やかに申請内容の審査を行い、車いす貸出の可否を決定し、車いす貸出決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
（貸出期間）
第５条　車いすの貸出期間は、３か月以内とする。ただし、やむを得ない理由により貸出期間の延長を希望する場合には、期間満了前までに申し出ることにより貸出期間を延長することができるものとする。
（費用負担）
第６条　車いすの使用料は、無料とする。
（破損、紛失等）
第７条　車いすの貸出を受ける者（以下「借受人」という。）は、貸し出しを受けている車いすを破損し、又は紛失したときは、速やかに本会へ報告しなければならない。
２　借受人は、故意又は重大な過失により車いすを破損し、又は紛失したときは、その損害額を負担しなければならない。
（転貸等の禁止）
第８条　借受人は、車いすを転貸又は譲渡するなど目的外に使用してはならない。
（事故に対する賠償）
第９条　車いすの利用に際して発生した事故については、本会は一切その責任を負わない。
（委任）
第１０条　この要綱に定めのあるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）
１　この要綱は、令和２年８月１日から施行する。
（みなし規定）
２　この要綱の施行の際現に行われている車いすの貸出に関しては、この要綱の相当規定に基づいて行われているとみなす。